

ID: 31

担当部署: 教育部 図書館

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市図書館設置条例施行規則 第10条第1項
例 規 番 号	平成13年教委規則第30号
【根拠条文】 (使用手続) 第10条 講座室を使用しようとする者は、あらかじめ西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則(平成14年西東京市教育委員会規則第3号)第2条に規定する予約システム(以下「予約システム」という。)により講座室の使用の申請をし、委員会の許可を受けなければならない。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 2 前項の申請は、使用しようとする日の属する月の2月前の初日から使用しようとする日の前日までに行わなければならない。 3 前項の申請をすることができる期間のうち使用日の2月前の日の属する月の1日から7日までは、予約システムによる抽選の申込みを受け付ける期間とし、抽選により申請することができる者を決定する。 4 前項の規定により抽選の申込みをした者が抽選に当選したときは、使用日の2月前の日の属する月の15日までに予約システムにより申請するものとする。この場合において、当該期日までに申請をしなかったときは、抽選の当選を取り下げたものとみなす。 【基準】 根拠条文、第11条及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の不許可) 第11条 委員会は、講座室の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 (1) 善良の風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 営利を目的として使用するとき。 (3) その他管理上支障のあるとき。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日